

## 平成20年度措置事項等のうち主なもの

平成20年9月12日  
規制改革会議

番号	事項名	3か年計画等における決定内容の概要	実施予定時期	担当TF
1	審査支払機関のIT化の推進	社会保険診療報酬支払基金など審査支払機関は、電子レセプトに対応した投資を集中的に行い、一連の審査業務全般にわたって電子的手法を活用した方式を開発するなど、審査の質の向上と効率化を図る。	逐次実施	医療
2	レセプトのデータベースの構築と利用環境の整備	・レセプトオンライン請求化に合わせ、平成20年度末までにレセプトデータの収集・分析体制を構築し、平成23年度以降は全国のレセプトデータを収集・蓄積・活用できる体制を構築、運用する。 ・レセプトオンライン請求化による診療情報の収集・蓄積に加え、平成20年度から特定健康診査の実施により、健康情報についても収集・蓄積されることになるが、これらの収集・蓄積された膨大な診療・健康情報を相互に関連づけるほか、必要に応じて分析上有用な他のデータベースとリンクさせることにより、データウェアハウス化(DWH)が可能となる。 このデータウェアハウスについては、例えば統計法などの取り扱いを参考にしつつ、その恣意的な利用を防ぐとともに、国の独占利用を排除し、民間への開放を前提とした利用ルールを確立し、国民の健康の増進に資する幅広い分野での利用を図る。	平成19年度結論 平成20年度から措置	医療
3	社会保険診療報酬支払基金の業務効率化	支払基金に対し、オンライン化の進展に合わせて、審査のあり方を含む業務フローの抜本的な見直しを前提とした業務効率化計画(400床以上の病院のレセプトオンライン請求化が義務化される平成20年度から、原則完全オンライン化が実現する平成23年度までの年度ごとの数値目標を含む工程表など)の作成を促し、この計画に基づく審査・支払業務に係る手数料の算出根拠を明らかにし、手数料適正化の数値目標を明示させる。尚、こうした業務効率化計画及び手数料適正化の見直しについては、広く国民の知るところとなるよう、具体的且つ分かり易くホームページなどで公表させる。	平成19年度末までに業務効率化計画、平成19年度末までに手数料適正化の見直しを作成	医療
4	医師と他の医療従事者等の間の役割分担の在り方の見直し	チーム医療等の医療提供の在り方に適合するよう、医師、コ・メディカル、医療補助者の役割分担の在り方を検討し、整理する。また、諸外国の事例も参考に、看護職の教育の充実と看護職の活躍の機会の拡大について検討し、必要な措置を講ずる。	逐次措置	医療
5	介護支援専門員(ケアマネジャー)に係る報酬の見直し	特定事業所加算の効果を検証し、当該加算の算定要件の在り方を検討し、結論を得る。 また、ケアマネジャーの独立をより促すため、上記加算を含めた様々な報酬の在り方を見直し、検討する。	平成20年末までに結論	福祉・保育・介護
6	介護人材の養成と確保に係る対策の見直し	介護人材の確保に係る対策の見直し 潜在的有資格者がなぜ介護職に就いていないか等、実態把握のための調査を早急に行う。	平成20年度措置	福祉・保育・介護
7	「認定こども園」の普及促進のための取組	可及的速やかに実態調査を実施し、認定・認可・補助金に係る申請や会計報告、監査等の事務処理にとどまらず、改善のための方策を講ずる。	平成19年度調査実施、20年度から措置	福祉・保育・介護
8	直接契約・直接補助方式の導入	利用者が保育所を選択する直接契約方式の導入について、認証保育所制度の実態を踏まえつつ、検討を行う。 また、利用者に対する直接補助方式を導入し、家庭ごとに「要保育度」を設定し、それに応じた公的補助で賄われる保育サービスの利用量を設定することを検討する。その際、育児バウチャーの導入や社会保険制度(育児保険等)への転換についてもあわせて検討する。これらについては、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に盛り込まれた「包括的な次世代育成支援の枠組み」を構築していく中で、検討を行う。	認定こども園の実施状況等を踏まえ、保育所において一体的に導入することの可否について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討	福祉・保育・介護

9	保育所の入所基準等に係る見直し	保育所の入所基準に係る見直し 保育所に入所していないが保育の必要性が高いと判断される児童の実態について調査する。	平成20年度早期に実施	福祉・保育・ 介護
10	保育所の入所基準等に係る見直し	さらに、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に盛り込まれた「包括的な次世代育成支援の枠組み」を構築していく中で、保育所の入所基準の見直しについても、検討を行う。	認定こども園の実施状況等を踏まえ、保育所の入所基準の見直しの可否について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討	福祉・保育・ 介護
11	保育所の最低基準等に係る見直し	保育所の最低基準について、子どもの安全面のみならず、健康な心身の発達を保障する環境を整えるためには、どこまでの最低基準が必要なか見直すため、科学的・実証的な検証に早急に着手する。その際、認可保育所との比較対象として、地方公共団体が独自に実施している保育室等を含める。	平成20年度調査実施・分析、 平成21年度措置	福祉・保育・ 介護
12	家庭的保育(保育ママ)の活用促進	先駆的な地方公共団体の独自事業を参考にしながら、国の事業を拡大し、保育ママの数を増やす必要がある。国の事業の制度化に当たっては、資格保有者に限定せず、保育ママ要件の緩和について検討を行う。	平成19年度検討開始、平成20 年度結論	福祉・保育・ 介護
13	「放課後子どもプラン」の見直し	「放課後子どもプラン」について、早急に実施状況等の調査を行い、実態を把握した上で課題を解決し、2つの事業の連携を深め、1つの事業として展開することの是非も含めて検討し、事業の改善を行う。	平成19年度調査、平成20年度 検討・結論、平成21年4月措置	福祉・保育・ 介護
14	理・美容師養成施設での教科課程等の見直し	理容師及び美容師のうち一資格を有する者が他方の資格を取得する場合、新たに取得しようとする資格に係る養成施設の養成課程を修了する必要がある。その際、一部教科課程は免除されるものの、免除対象外の教科課程の内容についても、両資格間で類似の必修内容があり得ること、また再度受講させる必要性の薄い選択必修内容があり得ることから、両資格の教科課程の内容を精査し、修業年限を見直すことが必要であるという意見があることも踏まえつつ、免除範囲を拡大することを検討する。	平成20年末までに結論、平成 21年度の授業より措置	雇用・就労
15	生活保護制度の見直し	医療扶助については、受給者の申請に基づき指定医療機関の要否意見を踏まえて医療券を交付することにより、現物支給される仕組みとなっているが、受診者に自己負担がないことから、必要以上に受診を繰り返す被保護者が存在するとの指摘がある。このような扶助状況は生活保護からの脱却を阻害する要因にもなっていることから、必要以上の受診を解消するための方策を検討する。	平成20年検討	雇用・就労
16	明確な理念に基づいた農地政策の確立	農地は農業資源として有効に利用されなければならないという理念に基づき、農地関連法制の整理を行った上で、新たな農地政策を確立する。	平成20年度ないし21年度措置	農林水産
17	新規参入者等に必要貸出農地情報等の提供	新規参入等に必要貸出農地情報等の提供については、実勢を反映した賃借価格、利用権設定条件、土地改良の有無など規模拡大や面的集積に資する情報が得られるようにするとともに、農業を経営する者、今後農業経営を目指す者等、誰でもアクセスなどが可能となるようにする。	平成20年度ないし21年度措置	農林水産

18	面的集積の促進に向けた実効性の確保	<p>・面的集積を行う仕組みについては、農業経営者の経営効率化の支援に資するものとなるようにするとともに、特定の者による恣意的な判断の排除や決定過程の透明性が確保されるよう一定の利用・集積ルールを整備する</p> <p>・委任・代理で面的集積をする仕組みにおいて、その役割を担う者は、農地の所有者等への働きかけ等を担うという性格上、地域から信頼される者である必要がある一方、面的集積においては交渉力や行動力も必要である。</p> <p>したがって、モデル的に面的集積を実施する際には、委任・代理で面的集積を行う行動力等の実績の検証を踏まえた上で、本格的な面的集積の仕組みを構築・導入する。</p>	平成20年度ないし21年度措置	農林水産
19	農地賃貸借に係る改善	<p>農業経営の多様化により、生産基盤ではなく経営基盤として農地を捉える農業経営者が増加し、農地利用やその賃借期間も多様化している。</p> <p>したがって、多様化する農業経営の安定を支援すべく、20年を超える長期間の賃貸借が可能となるよう必要な措置を講ずる。</p>	平成20年度ないし21年度措置	農林水産
20	農地政策改革における論点整理及びその公表	<p>次に掲げる論点について、検討の方向性が明らかになった段階で公表する。</p> <p>(ア)委任・代理で農地を集めて農業者に面的にまとまった形で再配分する仕組みの対象とする地域について</p> <p>(イ)委任・代理で面的集積を行う仕組みにおいてその役割を担う者と、従来から利用調整の役割を担っていた者の役割分担について</p> <p>(ウ)農地の流動化の促進に向け、農地の貸し手の安心感を向上させる観点等から整備すべき機能について</p> <p>(エ)新たな農地制度に即した農地税制の見直しについて</p>	平成20年度ないし21年度措置	農林水産
21	農業委員会の改革	<p>農業委員会の権能は、農地転用許可申請についての都道府県知事に対する意見書の添付、利用権設定等促進事業の推進のための農用地の利用関係の調整等、要活用農地の所有者に対する指導及び市町村長への通知要請などがある。しかしながら、例えば、耕作放棄地について、現在38.6万haまで拡大する中で、その解消に係る指導が低調であるなど、十分にその機能が発揮されているとは言い難い面もある。</p> <p>したがって、農業委員会が果たすべき役割について、十分機能するような改革を検討する。</p>	平成20年中検討開始	農林水産
22	需給調整システムの改善	<p>生産調整方針作成者間の調整を希望する者が多いにもかかわらず、これまでの調整の実績が乏しい地域については、方針作成者相互の合意を基本に方針作成者間の調整を進める方法について検討し、一定の結論を得る。</p>	平成20年中措置	農林水産
23	森林情報(所有者・境界線)の整備	<p>施業集約に必要な所有者・境界線などの森林情報は、地域によって整備状況が異なっており、施業集約が実態として困難な地域も多数存在する。</p> <p>したがって、森林情報については、地域の取組を積極的に支援し、早期に整備する。</p>	平成20年中措置	農林水産
24	森林情報のデータベース化・オープン化	<p>森林簿の森林情報は、林業事業体等の施業集約に不可欠な情報を含んでいることから、森林情報を地図情報としてデータベース化する取組を推進する。</p> <p>併せて、個人情報の取扱いに十分考慮し、可能な範囲で、施業集約を目指す者にとって利便性の高い情報について、施業集約を目指す者であれば誰でもアクセスが可能となるよう、森林情報をオープン化することについて検討を進めるとともに、平成20年度中に検討状況の内容を公表する。</p>	平成20年度措置	農林水産

25	施業集約の促進	<p>・施業集約の取組を促進するため、施業集約に向けた議論や調整を行う組織を、地域の実情に応じて市町村、森林組合、森林組合以外で施業集約を行っている林業経営者や林業事業者、今後、施業集約を目指す林業経営者や林業事業者、森林所有者、学識経験者、路網整備の指導者などの参加を得つつ設立する。</p> <p>併せて、施業集約の担い手同士で施業集約計画の調整を図る場合、より効率的な施業集約を実現するためには、公平性を確保した調整がなされるよう、必要な措置を講ずる。</p> <p>・地域協議会において、公平性の確保の下に担い手の施業集約に向けた議論・調整がなされた結果については、それぞれの担い手の施業集約計画として合意形成し、情報開示する。</p> <p>併せて、施業集約計画に基づき施業が適切に行われるよう、担い手が地域協議会に施業方法などを詳細に提出するとともに、その施業が適切に実施されたかをチェックする体制を整備する。</p>	平成20年中措置	農林水産
26	生産基盤となる路網整備の促進	<p>・簡易で耐久性のある作業路網の整備に関する技術の集積等に取り組み、基本的な留意事項等を取りまとめたマニュアルを作成し、それを周知する。</p> <p>併せて、簡易で耐久性のある作業路網作設のための指導者養成研修やモデル林による現地研修等を体系化させたいうで、指導者養成研修修了者に対する技能評価を行うなど研修参加者の技術の習得が客観的に確認されるものとなるよう、早急に充実化を図る。</p> <p>さらに、公的補助の対象となる路網整備については、上述のマニュアルに沿った整備に努めることとし、作設後の適切な維持管理体制の整備を図る。</p> <p>・今後、効率的な路網整備の促進に向けて、林業経営者や林業事業者が行う施業集約と路網整備が一体として行われるようにするべく、前掲の地域協議会において、施業集約計画の中に路網整備計画を位置付け、策定する。</p> <p>併せて、路網整備計画に基づき路網が適切に整備されているかをチェックする体制を整備する。</p>	平成20年中措置	農林水産
27	林業経営についての補助の見直し	<p>効率的かつ安定的な林業経営が林業生産の相当部分を担う望ましい林業構造の確立に向け、今後の林業経営に対する補助については、自ら経営改革に取り組む経営者の努力が報われるものとなるよう、個別施業に対する補助の他に、林業経営者の施業の集約化や間伐の生産性の向上などを通じた経営改善努力を助長する補助の在り方を検討し、結論を得る。</p> <p>併せて、個別施業への補助となっている造林関係補助事業の対象となるものについては、今後、集約的な施業の実施を促すものとなるように検討し、結論を得る。</p>	平成20年中検討・結論	農林水産
28	随意契約の見直し	<p>都道府県等が実施する森林災害復旧事業や林業公社の実施する森林整備事業(造林関係)に係る森林組合の随意契約については、直しを含め、必要な措置を講ずる。</p>	平成20年中措置	農林水産
29	生物学的に計算される漁獲許容水準に基づくTAC(漁獲可能量)設定の厳正化、決定プロセスの透明化	<p>科学的根拠の尊重による資源管理を徹底し、水産資源の維持、回復を図るため、TAC設定が生物学的に計算される漁獲許容水準を可能な限り超えることがないよう、TAC設定の厳正化を図る。</p> <p>併せて、TAC設定の数量的根拠を公表し、TAC数量の決定プロセスの一層の透明化を図る。</p>	平成20年中措置	農林水産
30	TAC(漁獲可能量)設定魚種の拡大	<p>水産資源の持続的な利用を実現するため、TAC設定がなされていない31魚種やそれ以外の魚種も含めて、資源が悪化している魚種など魚種による適性等を見つつ、TAC対象魚種の拡大の検討を行う。</p> <p>併せて、平成20年中に検討状況の中間報告を公表する。</p>	平成20年中措置	農林水産

31	IQ(個別漁獲割当)制度の導入対象魚種の拡大及びITQ(譲渡可能個別漁獲割当)制度の検討	現在、IQ方式については、我が国において、ミナミマグロ、日本海ベニズワイガニで実施されているが、今後、これら以外の魚種についても、資源管理法に基づくものを含め、IQ方式の導入を検討し、一定の結論を得る。 併せて、ITQ方式についても、そのメリット・デメリットや諸外国における導入事例、導入する場合の条件等について調査、研究、分析を行い、平成20年中に中間報告を行う。	平成20年中措置	農林水産
32	漁業権漁業における優先順位に関する実態調査の実施	定置漁業権及び特定区画漁業権については、平成20年9月から平成21年4月にかけて行われる都道府県知事による免許の切替に併せて、優先順位がどのように機能したのかに関する実態調査を実施する。	平成20年度調査開始	農林水産
33	漁協の経営改革の推進	経営改革が必要とされる漁協については、一定の期限を区切り数値目標等を漁協側に設定させるとともに、その成果を所管行政庁が責任を持ってフォローアップする。	平成20年中措置	農林水産
34	PFI事業における要求水準書の明確化・定量化	「PFI推進委員会報告－真の意味の官民のパートナーシップ(官民連携)実現に向けて－」(平成19年11月15日)を踏まえ、要求水準の具体的な作成のあり方を示す指針を作成するとともに、対話方式の具体的な手順について「PFI事業実施プロセスのガイドライン」に盛り込む。	平成20年度措置	地域活性化
35	PFI事業における発注者・事業者のリスク分担の適正化	「PFI推進委員会報告－真の意味の官民のパートナーシップ(官民連携)実現に向けて－」(平成19年11月15日)を踏まえ、リスクマネジメント等を行う際に実務的におさえるべき点について具体的な指針を示すとともに、実際に実施された事業において顕在化したリスク事例をまとめたデータベースを作成する。	平成20年度措置	地域活性化
36	PFI事業者選定手続きにおける透明性の確保・向上	「PFI推進委員会報告－真の意味の官民のパートナーシップ(官民連携)実現に向けて－」(平成19年11月15日)を踏まえ、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」の趣旨を周知徹底するとともに、非選定事業者に対し管理者等が落選理由について、対面かつ口頭で行う説明の具体的なあり方等について検討し、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」に位置付け、公表すること等により、事業者選定手続きの透明性のさらなる確保をはかる。	平成20年度措置	地域活性化
37	PFI事業における落札後の契約見直しに関する対応の柔軟化	「PFI推進委員会報告－真の意味の官民のパートナーシップ(官民連携)実現に向けて－」(平成19年11月15日)を踏まえ、落札後の契約変更のあり方を整理し、明らかにするとともに、当初定めた要求水準書の内容の変更に対応するメカニズムについて「標準契約書モデル及びその解説」に位置づける。	平成20年度措置	地域活性化
38	工場立地法における生産施設面積率の見直し	工場立地法における生産施設面積率の見直しを行い、40%が上限となっている生産施設面積率の引き上げを措置する。	20年度前半措置	地域活性化
39	工場立地法における緑地面積率基準に係る運用の見直し	工場の敷地外に緑地が確保できる場合には、緑地面積率基準を満たしているとみなすことができることとする。	20年度前半措置	地域活性化

40	工場立地法における緑地面積率基準に係る運用の見直し	工場敷地の周辺部に立体的に見て十分な緑の量が確保できる場合には、緑地面積率基準を満たしているとみなすことができることとする。	20年度前半措置	地域活性化
41	農林水産省の補助を受けて整備された施設の財産処分における特例措置の拡大	地方公共団体の要望調査の結果を踏まえ、適用対象となる補助事業の拡大及び農林水産業以外の施設として無償譲渡する際の国庫補助金の返還の取り扱いに関し、必要な運用の改善について検討する。	20年度検討	地域活性化
42	独占禁止法の課徴金制度の在り方の検討	不当な取引制限に対する課徴金の算定率については、平成17年の独占禁止法改正により引き上げられたところであるが、違反行為を効果的に抑止する観点から、課徴金の水準等の課徴金制度の在り方について、平成17年改正法の運用状況を踏まえ、また、課徴金に加えて刑事罰が併科される可能性がある制度となっていることも考慮しつつ、必要な検討を開始する。	平成20年度検討	独禁政策
43	独占禁止法における事業者団体届出制度の廃止	独占禁止法における事業者団体届出制度を廃止する	平成20年度措置	独禁政策
44	企業結合に係る届出制度の見直し	企業結合に係る届出制度は、競争を実質的に制限することとなるおそれのある企業結合を競争当局があらかじめ把握するために設けられているものであるとの趣旨も踏まえつつ、同制度の対象から除外される範囲の在り方について必要な検討を行う。また、近年の経済のグローバル化に伴い、一の企業結合事案について複数の競争当局に届出が行われることが多くなっていることにかんがみ、企業結合に係る届出制度について国際的整合性を確保する観点から見直しの検討を行い、結論を得る。	平成19年度検討 平成20年度結論・措置	独禁政策
45	景品・表示規制の検討	景品表示法に基づく規制については、総付景品についてその在り方を見直すべきとの指摘があることも認識しつつ、消費者の適正な商品選択の確保等の観点からみて、ふさわしい方策を検討する。	平成20年度検討	独禁政策
46	景品・表示規制の検討	不当景品類及び不当表示防止法における懸賞における景品類の最高額等の現行の規制について、懸賞による景品類の提供は、その手法や程度が適当なものである限り、競争にとっては中立又は促進的に機能するという考え方の下、社会・経済情勢等を踏まえつつ、必要な検討を行う。	平成20年度検討	独禁政策
47	不当景品類及び不当表示防止法に基づく改正後の総付景品告示の周知等	平成19年3月7日、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第5号)が改正され、総付景品の最高額が2倍に引き上げられた(同日施行)。今回の改正により、事業者にとっても総付景品の提供をより幅広く行うことが可能となることから、改正内容を十分周知するとともに、改正後の総付景品提供の動向について注視する。	平成20年度措置	独禁政策
48	公正取引委員会の審判制度の在り方の検討	審判制度の在り方について、現行の不服審査型審判方式の運用状況も踏まえつつ、必要な検討を行う。	平成19年度検討 平成20年度結論	独禁政策
49	一般廃棄物処理における民間参入の推進	一般廃棄物の処理に関して、市町村に課せられている処理責任が十分果たされるよう留意しつつ、一般廃棄物の処理における民間委託、PFI手法の導入等を進めるための環境整備を図り、更に業務委託を拡大していく。	逐次実施	環境

50	中間処理前における廃棄物の選別	排出事業者とあらかじめ委託契約において合意していれば、処理業者が収集運搬、処理の段階で選別した有価物については処理業者の意思で売却することが可能であり、無価物については、排出事業者が性状ごとに指定した最適な処理業者で処理することが現行法で可能であることを廃棄物処理業者が認識しておらず躊躇する事例もあるため、適正かつ効率的な廃棄物処理及び再生利用を促す観点から、可能であることを周知する。	平成20年措置	環境
51	排出量取引の会計上の取扱いの明確化	現在、京都メカニズムクレジット等に係る会計基準については、企業会計基準委員会によって実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」(2006年7月14日改正)が策定されており、当該実務対応報告に記載のない事項については、現行の他の会計基準にしたがって会計処理することとなる。しかしながら、京都メカニズムクレジット等が実態の分りにくい資産である事からも、京都メカニズムクレジット等を購入している各事業者は個別の会計方法を十分に認識できていない、という指摘がある。 したがって、京都メカニズムクレジット等の会計処理については、今後、実務上の取扱いについて関係省庁間で情報を共有しながら具体的な課題の把握に努めて、それを企業会計基準委員会に提示するなど情報提供に努める。	検討開始・適宜措置	環境
52	排出量取引の取扱いの明確化	今後、実際の取引が活発化することを踏まえて、排出量取引について、引き続き関係省庁間で情報を共有しながら取引の実態の把握に努め、これを踏まえた実務処理等の在り方について検討を進める。	検討開始・適宜措置	環境
53	在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人の在留に係る情報の相互照会・提供</li> <li>・外国人登録制度の見直し</li> <li>・使用者に対する責任の明確化</li> <li>・不法就労者を使用する事業主への厳格な対処</li> </ul>	遅くとも平成21年通常国会までに関係法案提出	海外人材
54	外国人研修・技能実習制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技能実習生に係る在留資格の整備</li> <li>技能実習生の安定的な法的地位を確立する観点から、技能実習に係る在留資格を早急に整備する。</li> </ul>	遅くとも平成21年通常国会までに関係法案提出	海外人材
55	外国人研修・技能実習制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修生・技能実習生の保護のため早急に講ずべき措置</li> <li>・ホットライン(仮称)の開設</li> <li>・受入れ機関の不正行為対処方法の周知</li> <li>・受入れ機関の倒産等からの研修・実習生の保護</li> </ul>	平成20年措置	海外人材
56	外国人研修・技能実習制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修生・技能実習生の保護のため早急に講ずべき措置</li> <li>・初期講習会を実施する体制整備</li> </ul>	平成20年検討、結論	海外人材
57	外国人研修・技能実習制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入れ機関の適正化のために早急に講ずべき措置</li> <li>・担当者講習会の一層の充実について検討</li> </ul>	平成20年検討、結論	海外人材
58	外国人研修・技能実習制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送出国政府に対する適正化要請等</li> <li>・研修生・技能実習生の送出し機関の不当な行為が明らかになった場合、当該送出し機関からの受入を停止する措置等を講じる。</li> </ul>	平成20年措置	海外人材

59	外国人研修・技能実習制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送出国政府に対する適正化要請等</li> <li>・送出国政府及び研修生・技能実習生本人に対して、送出国における技能移転の状況、技術レベルの向上の状況・習得技能の活用状況、問題点等について、報告を求めるとともに、これらについて調査を行い、当該制度の見直しに反映させる。</li> </ul>	平成19年度以降逐次実施	海外人材
60	「企業内転勤」における活動範囲の見直し	企業内転勤の形態で、本邦の事業所において在留資格「研究」の活動に従事しようとする外国人について、申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において1年以上継続して在留資格「研究」の項に掲げる業務に従事している場合には、在留資格「研究」に係る要件を満たしていない場合においても、我が国への入国・在留が可能となるよう措置する。	平成20年度措置	海外人材
61	港湾手続の統一化・簡素化及び「次世代シングルウィンドウ」での一元化	<p>各港湾の申請書式の統一化・簡素化及び「次世代シングルウィンドウ」での一元化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各港湾管理者が、統一申請項目窓口を「次世代シングルウィンドウ」に一元化するよう国として推進する。なお、推進に際しては、「次世代シングルウィンドウ」稼働から1年程度で一定の成果が得られるような早期実現の工夫を検討する。</li> <li>・各港湾管理者の独自の手続については、スケジュールを定め、必要な様式の統一を図った上で、「次世代シングルウィンドウ」に着実に追加していく。</li> <li>・各港湾で固有・特有にならざるを得ない種類の申請については、操作が手間にならないようなシステム間の連携を図る。</li> <li>・事後届出や報告等となり必要性が後退している（使用頻度が低い）申請項目は統合・撤廃等を行い、港湾関連手続の簡素化を実現する。</li> <li>・各港湾の申請書式の統一化や所要のシステム改修等の状況を定期的に調査・公表する。</li> </ul>	平成20年10月の「次世代シングルウィンドウ」稼働後できるだけ早期に措置	貿易
62	「次世代シングルウィンドウ」利用促進のための講習会開催	平成20年10月から稼働予定の「次世代シングルウィンドウ」（府省共通ポータル）の導入に際し、その利活用の方法について、システム利用率の向上を促し、貿易手続に関する官民双方業務効率化に資するよう、導入前から積極的に通関業者、船会社、船舶代理店等の貿易手続を行う事業者全般を集めた講習を広く行う。	平成20年度・21年度集中的に措置	貿易
63	港湾管理者システムと港湾EDIとで重複する申請・届出の電子申請窓口の港湾EDIへの一元化	国の港湾EDIと港湾管理者システムとの接続に際し、重複する申請・届出情報については、国の港湾EDIにデータを入力することで一元化されるよう、港湾管理者へ要請する。	平成20年度・21年度集中的に措置	貿易
64	入港届・係留施設使用届の電子申請促進のためのインセンティブ付与等の検討	特に電子化の比率が50%程度となっている入港届及び係留施設使用届については、「次世代シングルウィンドウ」利用促進のための講習会開催を含め、その電子申請促進のためのインセンティブ付与等の利用促進策を検討する。	平成20年度検討	貿易
65	輸出入通関申告の完全電子化へ向けた検討	輸出入通関申告が完全に電子化されれば、大きな業務効率化のメリットが見込めるところ、リードタイムの短縮とセキュリティ確保をどのように完全電子化の中で実現しているのか、韓国等の先進他国事例を研究しつつ、我が国においても輸出入通関申告の完全電子化へ向けた検討を行う。	平成20年度検討	貿易
66	経済連携協定(EPA)に基づく自己証明制度の整備	自己証明制度の導入を含むEPAの締結に際し、多様な自己証明制度(①国がコンプライアンスに優れた輸出者を認定し、認定された輸出者に対しては自己による原産地証明を認める「認定輸出者制度」、②全ての輸出者が自己証明にて原産地を証明する「完全自己証明制度」)に対応する制度を持てるように必要な法令を整備又は改正し、我が国側の国内制度上の不備によって、今後想定される多様な自己証明制度をもった各国とのEPA/FTA交渉に支障が出ることのないよう準備する。	平成20年度結論	貿易



67	スーパー中枢港湾プロジェクト港湾コスト低減目標に関する工程表の作成ならびにそのフォロー	最終目標の実現のため、工程表に従い、進捗状況を平成22年度まで毎年度フォローする。	平成22年度まで継続実施	貿易
68	スーパー中枢港湾プロジェクトリードタイム短縮目標に関する工程表の作成ならびにそのフォロー	工程表に従い、進捗状況を関係省庁で共有し、最終目標達成に向け平成22年度まで毎年度フォローする。	平成22年度まで継続実施	貿易
69	タクシーの駅構内への入構	公共交通機関相互の乗り継ぎの円滑化という観点や交通事業における新規参入に当たっての実質的な障壁の解消という観点から、駅構内の管理・利用形態について実態調査を行い、上述した諸点を解消するための具体的措置について結論を得る。	平成20年度中検討結論	運輸
70	路上駐車場の駐車料金の設定等	道路空間は、自動車交通、公共交通、歩行・自転車、緑化、荷さばきや駐車のための空間として利用することが考えられるため、路上駐車場については、駐停車利用を含めた道路空間の種々な利用形態の総合的な検討を行った上で、路外駐車場との役割分担を駐車場整備計画の中で検討することが望ましいことを地方公共団体に示す。	平成20年中措置	運輸
71	航空自由化交渉の推進	アジア・ゲートウェイ構想における「これまでの航空政策を大転換し、アメリカ流のいわゆるオープンスカイではない、国際的に遜色のない航空自由化(アジア・オープンスカイ)を、スピード感を持って戦略的に推進する。」「まず、中国をはじめとするアジアの各国との自由化交渉を推進する。(アジアを優先)」という方針を踏まえ、日韓及び日タイ間の航空自由化をモデルケースとして、同様の航空自由化を更に推進する。	平成19年以降継続的に実施	運輸
72	羽田空港の積極的活用	羽田空港の発着枠に関しては、高速離脱誘導路の整備等に伴い、平成19年9月から1日当たり10便増加されることとなったところであるが、首都圏の空の玄関の一翼を担う羽田空港に対する乗入需要が依然として旺盛であることから、引き続き、容量拡大に向けて、可能な限りの施策を検討する。	平成20年以降検討	運輸
73	羽田空港の積極的活用	再拡張後の羽田空港の国際化の推進の観点から、アジア・ゲートウェイ構想における「また、2010年に、再拡張事業等により、国際化に積極的に対応する。増大する成田空港(年2万回増)・羽田空港(年3万回増加)の発着枠については、両空港のアクセス改善等を図りつつ、国内輸送と国際輸送を円滑に繋げ、戦略的・一体的に活用し、国際ネットワークを拡充する。」「羽田空港については、昼間は、供用開始時に国際旅客定期便を3万回就航させる。路線については、これまでの距離の基準だけでなく、需要や路線の重要性も判断し、羽田にふさわしい路線を、近いところから検討し、今後の航空交渉で確定する。併せて、深夜・早朝についても、騒音問題等に配慮しつつ、貨物便も含めた国際定期便の就航(欧米便も可能)を推進する。」という方針を踏まえ、着実な施策の推進を図る。	平成19年以降検討、一部平成22年以降も引き続き検討	運輸
74	首都圏空港の容量拡大	アジア・ゲートウェイ構想における「首都圏空港(成田空港・羽田空港)の容量拡大に向けて、可能な限りの施策を検討する。」という方針を踏まえ、検討する。	平成19年以降検討	運輸
75	空港使用料の在り方の検討	空港の適切な使用料体系の在り方について、検討を進め、結論を得た上で措置する。	平成19年以降検討・結論・措置	運輸

76	成田、関西、中部空港の完全民営化	料金規制、外資規制、経営体制等のあり方について検討し、完全民営化が所期の効果を発揮できるようにするための措置を講じた上で、成田、関西、中部各空港の完全民営化を達成する。	平成19年以降検討・結論	運輸
77	空港整備特別会計の見直し等による空港整備・運営の透明性・効率性の向上	空港整備特別会計については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)においてける方針にしたがって、その他の空港についても空港整備特別会計において経理される事務及び事業の見直しを図る。	平成19年以降検討	運輸
78	相互認証の推進	外国資源の活用を容易にするため、航空安全の分野における二国間の枠組みを活用した相互認証を行い、それにより安全性が担保される範囲で我が国における審査を省略する。a 具体的には、アメリカとの間で耐空性の分野について取極を締結することを目指し、次いで乗員の分野について拡大する。	平成19年以降検討、結論を得次第措置	運輸
79	相互認証の推進	また、アメリカ以外との国の間においても、アメリカとの取極をモデルケースとして、順次同様の枠組みを整備することを目指す。	平成19年以降検討	運輸
80	顧客との個別の契約に基づいて小型・中型ビジネスジェット機を用いて行うチャーター便に係る規制の見直し	顧客との個別の契約に基づいて小型・中型ビジネスジェット機を用いて行うチャーター便に係る規制の見直しについて、その可否を含め、検討を行う。	平成20年中措置	運輸
81	離島航路の維持・活性化方策	離島航路について、現行制度が地域住民の生活上必要な船舶輸送の確保方策として十分なものであるかどうか、規制緩和の効果と補助制度の在り方も含め、検証を実施する。	平成20年中措置	運輸
82	卸電力取引所の活性化	現行の制度では、個々の一般電気事業者およびPPSが、それぞれの異なる発電単価にもとづいて送電ロス分を自ら発電又は調達する仕組みとなっている。卸電力取引所の流動性が十分でない現状では、この仕組みのもとで送電ロス分が効率的に調達できないおそれがある。送電ロス分の効率的な調達を可能とするためにも、卸電力取引所の活性化について検討し、結論を得て措置を講ずる。	平成20年検討・結論	ネットワーク
83	託送制度等の見直し	需給逼迫時に節約と増産のインセンティブを与えるため、インバランス精算の単価は、季別別に需給を反映したものとし、不足分には課金し超過分には支払う方式とすることについて検討し、結論を得て措置を講ずる。	平成20年検討・結論	ネットワーク
84	環境を保全するための排出係数の算定方式見直し等	「季別平均排出係数」を採用すること等について検討し、結論を得る。	平成20年検討・結論	ネットワーク
85	託送制度等の見直し	1時間同時同量制度について現行制度の見直しについて検討し、結論を得て必要に応じて措置を講ずる。	平成19年検討・結論、以降逐次措置	ネットワーク
86	託送制度等の見直し	気化圧送コストの取扱いの見直しについて検討し、結論を得て必要に応じて措置を講ずる。	平成19年検討・結論、以降逐次措置	ネットワーク

87	銀行・証券のファイアーウォール規制の見直し	発行体向けクロスマーケティング規制の見直し 顧客ニーズへの対応、我が国金融機関の国際競争力、効率的な業務運営、諸外国における制度等の観点から、一方で銀行等の優越的地位の濫用、銀行と投資家との間の利益相反関係、証券会社の引受審査態勢の強化との関係といった観点も踏まえつつ、検討を行う。	平成20年度検討	金融
88	銀行・証券のファイアーウォール規制の見直し	・銀行と証券の役職員兼職規制の見直し 我が国と比較して緩やかな規制となっている米国の事例も参考にしつつ、緩和について検討する。 ・顧客の非公開情報の授受制限の見直し グループ全体としての効率的な戦略構築、国際競争力の観点等から、海外の事例も参考にしつつ、顧客の非公開情報の授受制限の緩和について検討する。	平成20年度結論・措置	金融
89	銀行・証券のファイアーウォール規制の見直し	持株会社・グループ内における子会社等の顧客情報の取扱明確化 自己の情報をコントロールしたいという顧客の利益を的確に反映できるような措置、その他の弊害防止措置に留意しつつ、どのような形、あるいは、どのような範囲で、持株会社や他のグループ企業がより幅広く顧客情報を共有でき得るものなのか検討する。	平成20年度検討	金融
90	金融の業務範囲規制及び金融コングロマリット規制・監督態勢の見直し	金融コングロマリット化のメリットの実現や、円滑な再編・統合等に向けた当面の措置として、業務に係るリスクの質・量やそのマネジメント能力等に応じて個別に特定の業務を認めるような法的枠組みを作ることを含め、銀行グループの業務範囲規制の一層の緩和を行う。	平成20年度結論・措置	金融
91	金融の業務範囲規制及び金融コングロマリット規制・監督態勢の見直し	利用者利便の向上や国際競争力強化の実現等に向けて、金融コングロマリットの業務範囲をより一層弾力的に拡大できる方向で、業務範囲規制の基準について検討を進めるべきである。さらに、その他金融コングロマリットの競争力強化に資する法的整備や金融コングロマリットに対する望ましい監督態勢の確保についての検討を進める。	平成20年度検討	金融
92	金融規制・監督手法の見直し	・我が国金融・資本市場の国際競争力強化の観点から規制をより改善していくために、ルール・ベース、プリンシプル・ベース規制の最適な組み合わせに向けた総合的検討を行うと同時に、自主規制機能と金融当局による監督との適切な役割分担の検討を進め、さらに、金融監督行政のエンフォースメントの明確性・透明性の向上へ向けた様々な方策についても検討を行う。 ・特にホールセール分野、とりわけプロの投資家のみが参加する分野の監督については、金融イノベーションを通じた利用者利便の向上、国際競争力の強化等の観点から可能な限り規制を緩和するとともに、プリンシプル・ベースの規制を活用するために、必要な検討を行う。	平成20年度検討	金融
93	銀行・保険会社本体におけるリース業務の取扱い	銀行や保険会社の子会社・関連会社で取扱いが認められているリース業務を、銀行・保険会社本体において取扱いを認めることについての検討を行う。	平成20年度検討	金融

94	銀行の子会社等が行うリース業務の範囲拡大	銀行の子会社・関連会社等の営むリース業務について、中古物件の売買・メンテナンスをリース業務の一環として、より柔軟に認める。	平成20年度結論・措置	金融
95	協同組織金融機関(信用金庫・信用組合)に関する法制の見直し	協同組織金融機関(信用金庫・信用組合)が、今後、我が国金融システムにおいてどのような役割を果たしていくべきか、及びその役割を果たすために、例えば、員外取引制限や資金調達手段やガバナンスなど、業務及び組織の在り方につき、総合的な視点から見直しを検討する。	平成20年度検討	金融
96	借家制度の改善	定期借家権への切替え、正当事由制度の在り方見直しなど定期借家制度の見直しに関する情報提供を積極的に行う	逐次実施	住宅土地
97	区分所有法の建替え決議要件に係る調査	老朽化マンション等の建替えの実態を調査するとともに、決議要件の緩和が建替え促進にどの程度寄与するのか等を調査する。その際、諸課題についてできる限り早期に基本的方向等について検討し、結論を得る	平成20年度調査実施	住宅土地
98	建替え決議がされたマンションにおける賃借人の建物明渡しに係る調査	賃借人の存在に係る諸事情が建替え事業の進捗を阻害する要因になっているのではないかという論点を含む調査を行い、できる限り早期に基本的方向等について検討し、結論を得る	平成20年度調査実施	住宅土地
99	紹介予定派遣以外の労働者派遣における事前面接の解禁	ミスマッチから生じる中途解約等の問題の発生を未然に防止するためにも、紹介予定派遣以外の派遣における事前面接の解禁のための条件整備について、引き続き検討を行う。	平成20年検討	労働
100	派遣労働者に対する雇用契約申込み義務の見直し	改正労働者派遣法の施行状況、今後の影響の見通し等を踏まえ、引き続き検討を行う。	平成20年検討	労働
101	日雇派遣労働における賃金不払等の解消	日々雇い入れられる派遣労働者(日雇派遣労働者)については、賃金からの不透明な天引きによる賃金不払等の問題を指摘する声もあることを踏まえ、労働基準法上問題となった事案を整理し、使用者、労働者等への周知を図る。	平成20年措置	労働
102	派遣と請負の区分の具体的当てはめの一層の明確化	労働者派遣法の適正な運用を確保するため、37号告示や要領の具体的な当てはめについて、監督及び指導が適切に行われているかを検証しつつ、請負事業主にとってより明確となるようにするための検討を行う。	平成20年検討	労働
103	労働政策の立案について	労働政策の立案に向け、労働者代表及び使用者代表を含む三者構成の労働政策審議会において審議が行われる際には、課題に応じて組織化されていない労働者や使用者を含む多様な者の見解を各種統計調査の活用等を通じてきめ細かく把握し、政策立案に反映する取組を、一層適切に講じる。	逐次実施	労働
104	規制の事前審査	規制の新設審査の在り方について、経済財政諮問会議において議論され、経済財政改革の基本方針(骨太の方針)2008において、規制改革担当大臣を中心に検討し、年内に結論を得ることとされている。	規制改革担当大臣を中心に具体案の検討を行い、平成20年末までに結論	基本ルール TF
105	教育バウチャー制度の研究・検討	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)においては「我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態等を検証しつつ、教育における利用券制度について、その有効性及び問題点の分析など、様々な観点から検討し、重点強化期間内に結論を得る」とされているところであり、教育バウチャー制度について、我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態把握、その意義・問題点の分析等様々な観点から、今後更に積極的な研究・検討を行う。	引き続き検討、平成19年度以降速やかに結論	教育・研究

106	学校選択の普及促進等	「学校教育法施行令第8条に基づく就学に関する事務の適正化等について」(平成19年3月30日文部科学省初等中等教育局長通知)で周知徹底を図った内容について、就学校の変更に係る要件及び手続の公表状況や「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」を理由とした就学校変更申立への対応状況などに係る市町村教育委員会の取組について、必要に応じて調査し公表する。	逐次実施	教育・研究
107	学校選択の普及促進等	学校選択制を導入している地域、導入していない地域が、それぞれどのような考え方に立ってそのような判断をしたのかということに関し、文部科学省は、その典型的な事例を各市町村教育委員会に対して情報提供する。	平成20年度措置	教育・研究
108	児童生徒・保護者による教員評価制度・学校評価制度の確立	既に評価における匿名性の担保への配慮に関する学校の取組について調査しているところであるが、平成19年度以降も引き続き定期的に調査し公表する。	逐次実施	教育・研究
109	児童生徒・保護者による教員評価制度・学校評価制度の確立	授業、学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を行う際には、匿名性の担保に配慮するとともに、各学校の状況に応じて、教員及び各教科の授業改善に適切に活用できるよう取り組みを促す。評価における匿名性の担保への配慮について、無記名による実施、評価者が特定されない回収方法等を含めて具体的な手法の例を紹介し、促す。また、これらの評価結果を適切に取りまとめ、個人情報に配慮した上でホームページ等で公表するとともに、教育委員会が学校の教育等の改善のため、適切に活用するよう促す。	平成20年中に措置	教育・研究
110	私立学校における児童生徒・保護者による教員評価制度・学校評価制度の確立	私立学校についても、既に評価における匿名性の担保への配慮に関する学校の取組について調査しているところであるが、平成19年度以降も引き続き定期的に調査し公表する。	逐次実施	教育・研究
111	条件附採用制度の運用状況の調査・公表	条件附採用制度について、真に教育者としての適性のある資質の高い者のみが本採用されることとなるよう、学習者による評価等を踏まえ、その厳正な運用が確保されるべく、条件附採用期間中の評価方法等について、都道府県教育委員会等の取組状況を調査し結果を公表する。	逐次実施	教育・研究
112	全国学力・学習状況調査における学校毎の結果活用等	全国的な学力調査の実施については、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)において、「学力調査結果の取り扱いについては、適切に学校や教員の学力向上努力が促されることとなるよう努めるとともに、子どもたちに学習意欲の向上に向けた動機付けを与えるものとする」とされている。つまり調査結果については、少なくとも教員、校長、教育委員会が情報を共有し、経年変化の比較や教科毎の集計分析など調査結果の積極的な活用・分析を通じて、指導計画への反映や校内研修の実施など、学校ごとの教育施策や教員の指導方法の改善に資する資料として活用するよう引き続き周知する。	平成20年度措置	教育・研究
113	教員採用制度改革の更なる推進	教員免許状を有しない有為で多様な人材の採用選考等、教員登用の複線化を進めることは、教員の資質向上にとって極めて効果的な施策であることから、特別免許状等の授与を前提とした免許状を有しない者の採用選考を行うことについて、積極的に活用するよう、改めて各都道府県教育委員会や学校法人等にさらに周知するとともに、実施状況を定期的に調査する。	逐次措置	教育・研究

114	教職大学院修了者の採用・処遇における公平性の確保	制度の創設が検討されている教職大学院の修了者の採用・処遇については、その修了者が教員としての一定以上の資質を備えているとの先験的な前提に立って、制度的に大学学部卒業業者や一般大学院修了者等と異なる措置を講じることは適当ではなく、修了者の実績等を踏まえ、都道府県教育委員会等において選考の公平性に留意しつつ対応する。	必要に応じ実施	教育・研究
115	教育と研究の適切な評価に基づく公費配分ルールの見直し等	学生や国民に対する情報提供の観点から、各大学の独自性を損なわないような配慮を行った上で、例えば、教員一人当たりの学生数、校地校舎面積、図書館蔵書数、教員の研究業績等の共通の情報の提出・開示を求める。教育研究の評価については、文章表現の巧拙によって評価が左右されることなどないよう、このような法人からの根拠資料・データを客観的に把握した上で、これを分析することを評価に含ませる。上記以外については、当初の目標を低く設定すればその達成が容易となり評価が高くなりかねない仕組みとならないよう、評価の客観性を担保するため、共通の観点も適用する。その際、「評価に係る業務が国立大学の教職員の過度の負担とならないよう努める」との国立大学法人法案の附帯決議を踏まえ、法人の負担軽減及び評価の効率化に努めていく。	平成20年度実施	教育・研究
116	研究者の特性等に応じた競争的研究資金の審査・評価方法の確立	競争的研究資金の審査・評価に際しては、研究分野や制度の趣旨・目的を踏まえて適切な方法により審査・評価を行う必要がある。また、主に業績が十分に定まらない若手研究者等について、導入にあたっての課題の解決を図りつつ、一定の試行を行い、その効果を十分検証した上で「マスキング評価」を導入することを図る。主に中堅以上の研究者に関する研究者としての評価は、所属組織や機関のみに着目するのではなく、「過去の実績を十分に考慮した評価」とする。また、これらを導入する場合には、これら評価方式に基づく資金配分について、研究者の資質や専門分野に応じて選択可能とする。	平成20年度結論	教育・研究
117	競争的研究資金における客観的な審査・評価基準の構築	<p>・競争的研究資金については、「研究者の自由な発想に基づく研究資金」と「政策に基づき将来の応用を目指す研究（以下「政策課題対応型研究開発」という。）のための資金」とに区分され、これらについては審査・評価の視点が異なるため、制度の趣旨・目的に応じて、研究者の自由な発想に基づく研究と政策課題対応型研究開発それぞれの審査・評価基準を定めて、それに基づいた審査・評価を行う。なお、両者の目的が混在した研究については、それぞれのウエイトに応じた審査・評価基準に基づき審査・評価を行う。</p> <p>・研究者の自由な発想に基づく研究 (a) 審査 研究業績に対する評価は、将来的には民間学術誌の格付けや民間学術団体の厳正な調査に基づく評価を十分に活用すべきと考える。競争的研究資金の審査における基準を確立するにあたっては、これらの評価が適切に反映した客観的で反証可能性のある厳正な基準とする。 学術的な成果をもたらす領域においては、過去の研究実績について、客観的指標に関し研究分野の特性を踏まえ定量化を図りつつ、研究者としての評価を過去実績を十分に考慮して行った上で、研究助成の採否を決定する。</p> <p>(b) 事後評価 上記に基づいて決定された予算に対して適切な学術的な成果が達成されたか否かを厳正に評価する。研究費の無駄の排除を促し、効率的な研究を推進していくため、総研究費に対してどの程度の研究成果が達成されたか、達成される見込みであるかなどといった観点等を踏まえ、これを審査や事後評価に活用すべきであり、その際、研究分野の特性を踏まえ定量化した上で評価する。 また、事後評価を厳正に行うと共にその結果を審査にも具体的に反映させることにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立する。</p> <p>・政策課題対応型研究開発 (a) 審査 政策課題対応型研究開発については、必ずしも学術的な研究成果のみを期待するものではないが、当該研究の目的に関連する過去の政策提言、技術開発の成果等の具体的な実績について(b)の基準に基づき研究分野の特性を踏まえ定量化を図りつつ、研究者としての評価を過去実績を十分に考慮して行った上で、着想や研究計画を勘案して、研究助成の採否を決定する。</p> <p>(b) 事後評価 採択した結果の事後評価については、政策実現に寄与したのか、技術開発に寄与したのか等を厳正かつ定量的、客観的に評価する仕組みを確立するよう図る。また、事後評価を厳正に行うと共にその結果を審査にも活用することにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立する。</p>	平成20年度検討・結論	教育・研究

118	審査・評価者に関する適切な情報開示	競争的研究資金制度の審査・評価に係る審査・評価者がその分野の審査・評価に相応しい十分な学識を有していることが必要である。 審査・評価者の業績又は実績(研究論文、著作、学術的発表の実績、実務家については発明実績等)について適切な時期にホームページ等で公開する等により審査・評価者として相応しい者であることの説明責任を果たす。	平成20年度措置	教育・研究
119	法曹人口の拡大	司法試験合格者数の拡大について、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備状況等を見定めながら、現在の目標(平成22年ころまでに3,000人程度)を確実に達成することを検討するとともに、その後のあるべき法曹人口について、法曹としての質の確保にも配慮しつつ、社会的ニーズへの着実な対応等を十分に勘案して検討を行う。	逐次実施	法務・資格
120	新司法試験の予備試験の制度設計	予備試験の実施に際しては、法科大学院修了者と同様の素養があることを判断するためのものであるという本来の趣旨を確保する必要があり、したがって、新司法試験の合格率において予備試験合格者と法科大学院修了者との間で可能な限り差異が生じないようにすべき等との観点を踏まえつつ、両者の公平性が保たれるように予備試験の方法や合格者数等について見直しを行っていく。	逐次実施	法務・資格
121	新司法試験における予備試験合格者と法科大学院修了者のイコールフティング	司法試験の本試験は、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により可否を判定し、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的考慮を行う。	逐次検討・実施	法務・資格
122	法務省作成の法科大学院向け教材の公表	法科大学院教育への協力の観点から法務省が作成し、法科大学院の希望により提供される刑事科目系の法科大学院向け教材を必要な個人情報保護等の適切措置を講じた上で、可能な限り公表する方向で検討し、その結果を踏まえ措置する。	逐次検討、措置	法務・資格
123	プロセスとしての法曹養成制度の分析・検証、結果の公表	法科大学院における教育、司法試験、司法研修所における教育が、法曹として必要な資質を備え、法曹に対する社会のニーズに応えられる能力を有する法曹の養成にとってふさわしい在り方となっているかどうかを検証するため、司法試験の結果についての詳細な分析を行うとともに、関係機関の協力を得て、これと法科大学院や司法研修所での履修状況を比較するなどの分析・検証を行い、その成果を公表する。	逐次実施	法務・資格
124	新司法試験の選択科目の見直し	今後の選択科目の見直しの際には、科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況等を見据えつつ、単に法科大学院での講座数など受験者等の供給者側の体制に係る要素のみに依拠することなく、実務的な重要性や社会的な有用性・汎用性等を考慮し、社会における法サービス需要に的確に応えるという観点をも踏まえて科目の追加・削除について柔軟に検討の上、その結果に基づき速やかに措置する。その際、現行の選択科目についても、以上の要素を改めて検証する。	逐次検討、措置	法務・資格

125	新司法試験の考査委員の選任及び試験問題に関する情報の公表	新司法試験考査委員の選定の公正性、透明性を確保するため、考査委員の経歴、教育歴、学識、専門分野における業績等を十分勘案し、できるだけ客観的な判断の下に選任が行われるようにする。また、実際に出題された司法試験問題については、試験の出題趣旨のほか、採点実感、採点方針等出題に関する情報をできる限り詳細に公表する。	逐次検討・実施	法務・資格
126	法科大学院に関する情報の開示	法科大学院は、法曹養成という役割を担う公共的な機関であることにかんがみ、国民が必要とする情報をわかりやすく提供する観点から、各法科大学院の独自性を損なわないような配慮を行った上で、例えば、法科大学院として定める成績評価や修了認定の方針や基準、司法試験の結果等の把握できる範囲における進路等の情報、教員の研修業績等の情報を各法科大学院が積極的に公表することを促進する。	逐次実施	法務・資格
127	弁護士法第72条の見直し等	弁理士、税理士、司法書士など、近年法改正がなされた結果、その行うことのできる業務に一定の法律業務が追加された隣接法律専門職種について、更なる業務拡大が可能かどうかの観点から、これらの法律の改正後の状況についてフォローアップを行う。さらに、会社から権限を付与された社員が、当該会社の訴訟代理人となれるようにすることについても、そのようにすべきであるとの指摘があることを認識しつつ、引き続き検討を行う。	引き続き実施	法務・資格
128	独立行政法人都市再生機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存賃貸住宅への新規入居者との賃貸借契約は、建替え予定の団地以外においても、定期借家契約を幅広く導入する。</li> <li>・管理業務においては、入札などを行い、可能な限り民間委託の範囲を拡大し、業務の効率化と管理コストの削減を図る。</li> <li>・建替え事業に伴う整備敷地(余剰地)の売却促進、事業用定期借地(底地)の証券化、関連会社の株式売却等による資産圧縮を図る。</li> <li>・繰越欠損金の解消時期の前倒しを図れるよう、経営改善計画の細部に渡り見直しを行う。</li> <li>・今後の関連会社等の整理合理化は、整理合理化の効果に着目し、関連指標を見据えつつ、経営が安定し、出資目的が達成されたものについては、株式売却等に努めるよう、出資者である地方公共団体等との協議を進める。</li> <li>・関連会社等以外への競争性のない随意契約についても、可能な限り、一般競争入札等(競争入札・企画競争等)に移行する。</li> </ul>	平成20年度までに結論、結論を得次第措置	官業改革
129	独立行政法人航海訓練所	航海訓練所における航海訓練費用については、現在ほぼ全額が国費負担となっているため、航海訓練所に対する訓練委託費の見直しについて、委託機関との間で協議する。	平成20年度措置	官業改革
130	独立行政法人航海訓練所	事業規模の大きい外航海運会社については、自ら運航する船舶による航海訓練の実施または航海訓練費用の一部負担のいずれかを求めることとする等、航海訓練に係る官民分担の在り方について検討する。	平成20年度結論	官業改革
131	独立行政法人航海訓練所	現在、航海訓練所は、商船系大学、商船高等専門学校及び海技教育機構から乗船実習を受託し、一元的にこれを実施しているが、船社のニーズの多様化を踏まえ、一定の要件を備えた社船における実習については、航海訓練所における実習と同等の乗船履歴として認める。	平成20年度措置	官業改革



132	独立行政法人航海訓練所	航海訓練所が、商船系大学、商船高等専門学校及び海技教育機構からの委託により実施している乗船実習の一部において、現在、帆船実習が義務付けられているが、水産系大学、海上保安庁等の例と同様に、帆船実習の義務付けを廃止するとともに、帆船実習の時期・期間の見直し等の措置を講ずる。	平成20年度措置	官業改革
133	独立行政法人航海訓練所	現在、海技資格の取得には、一定期間の航海実習を行うことが義務付けられている。この航海訓練所が行う航海実習のうち、最後の6か月の遠洋航海等においては、陸上就職が内定しているなど、その開始時点において遠洋航海等を希望しない者も含まれている。こうした学生が卒業に困難を来すことのないよう、必要な措置について、関係府省と協議する。	平成20年度結論	官業改革
134	独立行政法人航空大学校	航空大学校の授業料については、広く人材を発掘し育成する観点にも配慮しつつ、受益者負担の拡大の可能性について検討する。	平成20年結論、以降速やかに措置	官業改革
135	独立行政法人航空大学校	操縦士の養成については、民間での養成も行われている現状にかんがみ、航空大学校においては、民間養成機関への技術支援にも重点を置く。	逐次措置	官業改革
136	独立行政法人住宅金融支援機構	住宅金融支援機構が提供する証券化支援ローンに関しては、業務運営の効率化による調達コストの低減及び標準的な指標銘柄たる機構MBSの継続的・安定的発行を通じ証券化市場の育成・拡大に引き続き努める一方で、民間金融機関のリスク評価、負担能力を育成し、将来的な金利変動による国民経済的コストを縮小する観点から、保証型スキームに関し、オリジネーターである民間金融機関の利用者に対する審査的確性を確保しつつ活用を促す方策等を検討する。	平成20年度結論	官業改革
137	独立行政法人住宅金融支援機構	8,000万円を超える融資等、融資選別の防止に伴う費用の吸収や住宅政策目的の達成のために推進する必要があるとは認められない融資の証券化については、対象としないこととする。	逐次実施	官業改革